

第 2 7 節 義援金品配分計画

第 1 項 義援金品配分計画

第 1 項 義援金品配分計画

1. 義援金品配分計画

一般県民及び他都道府県民からり災者あてに寄託された義援金品の配分は次により行う。

(1) 受付方法

《義援金品の受付要領》			
ア. 受付期間は、おおむね災害発生の日から 1 か月以内とする。			
イ. 住民等への周知は、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて行う。			
ウ. 義援金品は、特に被災地あるいは被災者を指定しない。			
エ. 義援品で腐敗変質のおそれのあるものは受け付けない。			
オ. 受付期間は、義援金の収支を明らかにする帳簿を備え付ける。			
《受付帳簿の様式》			
義援金品受付状況報告		(機関名)	
受付月日	金 額	寄 贈 者	
	(品名、数量)	氏 名	住 所

(2) 配分方法

義援金品の配分は次の基準により、副市長を委員長とする義援金品配分委員会を開催のうえ決定する。ただし、配分委員会が特に必要があると認めた場合は、この基準によらないことができる。

1) 対象者

《義援金品配分対象者》
ア. 死者、重傷者（義援金のみ）
イ. 全壊（焼）世帯
ウ. 流失世帯
エ. 半壊（焼）世帯
オ. 床上浸水世帯

2) 配分基準

《義援金配分基準》		《義援品配分基準》	
区分	配分比率	区分	配分比率
死者	10	全壊（焼）世帯	3
重傷者（3 か月以上の治療）	5	半壊（焼）世帯	2
重傷者（1～3 か月の治療）	3	床上浸水世帯	1
全壊（焼）流失世帯	2		
半壊（焼）世帯	1		
床上浸水世帯	1		